《事務処理フロー図》

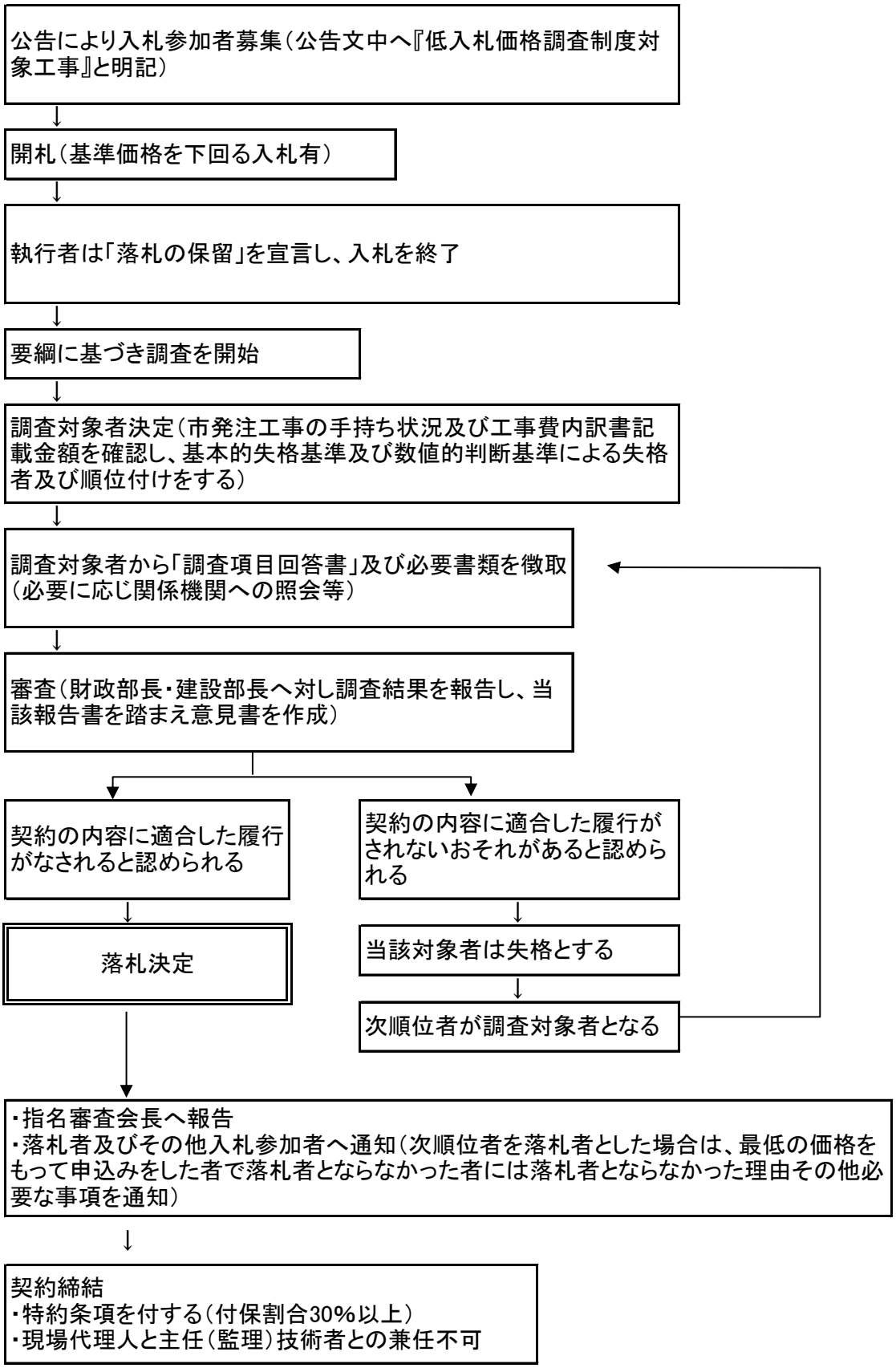
公告により入札参加者募集（公告文中へ『低入札価格調査制度対象工事』と明記）
開札（基準価格を下回る入札有）
執行者は「落札の保留」を宣言し、入札を終了
要綱に基づき調査を開始
調査対象者決定（市発注工事の手持ち状況及び工事費内訳書記載金額を確認し、基本的失格基準及び数値的判断基準による失格者及び順位付けをする）
調査対象者から「調査項目回答書」及び必要書類を徴取（必要に応じ関係機関への照会等）
審査（財政部長・建設部長へ対し調査結果を報告し、当該報告書を踏まえ意見書を作成）
契約の内容に適合した履行がなされると認められる
契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる
落札決定
当該対象者は失格とする
次順位者が調査対象者となる
・指名審査会長へ報告
・落札者及びその他入札参加者へ通知（次順位者を落札者とした場合は、最低の価格をもって申込みをした者で落札者とならなかった者には落札者とならなかった理由その他必要な事項を通知）
契約締結
・特約条項を付する（付保割合30%以上）
・現場代理人と主任（監理）技術者との兼任不可